



Title	基本人権（第Ⅱ部）：ペルー国憲法(訳)
Author(s)	山崎, 俊夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1986, 72(3), p. 47-63
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81128
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

基本人権（第Ⅱ部）：

ペルー国憲法（訳）

山 崎 俊 夫

Dignidad Humana (Parte II) :

Constitución Política del Perú (Traducción)

Toshio YAMASAKI

Sumario

Para comparar internacional la Dignidad Humana sobre que varios países promulgan en cada constitución propia respectiva, esta vez, he tratado especialmente la Constitución Política del Perú, como texto empleado Edición realizada bajo la responsabilidad de Editorial Desarrollo S.A. Lampa 921, 2o, Lima, Perú.

Este año escolar de 1986, como nuestro Colega de Departamento Español, por la segunda llegada, hemos invitado a nuestra Universidad al profesor don Oscar A. Mavila Marquina quien me ha bien proporcionado un ejemplar otro de aquel código por mediante de la Embajada Peruana, en ocasión anterior de su primera llegada a nuestro país, y después, he obtenido más otra publicación de dicha Editora, a la tienda cooperativa universitaria de esta ciudad de Minoo, Osaka-fu. Entonces, he podido analizar y traducir ese código peruano mucho más exacta y detalladamente. Esta traducción contiene, esta vez:

Preámbulo, Título I. Derechos y Deberes Fundamentales de la Persona —
— I. De la Persona, II. De la Familia, III. De la Seguridad Social, Salud y Bienestar, IV. De la Educación, la Ciencia y la Cultura, V. Del Trabajo, VI. De la Función Pública, VII. De los Derechos Políticos, y VIII. De los Deberes.

Y, sin embargo, para seguir nuestra tarea de traducción, continuamente debo obtener otra ocasión más sobre el Título II y seguidos.

フェルナンド・ベラウンデ・テリー

共和国憲政大統領は

その故に（por cuanto その資格を以て）：

憲法議會を代表し、次の

ペルー国憲法を公布制定した。

序文（前文 Preámbulo）

われら憲法議會の代表者は、神の加護を願いつつ、かつ、ペルー国民がわれわれ（議員）に授けた統治権を行使して；

個人的人間性の優位を（最高のものに）確信するものであり、かつ、すべての人は尊厳性において同等であり、普遍的価値有効性の諸権利を国家（政府 Estado）よりも先に、かつ、優位して保持していると考え、また、家族は社会の基本単位でかつその（社会の）偉大さの並びに教育と文化の本来（自然）的領域の根本原由であることを思い、また、労働はすべての人々の義務と権利であって国家的福祉の基礎を占める（現わす）と信じ、また正義は地域共同体における生活の第一義的価値であることを信じており、及び社会の秩序が公共の福祉と人類の連帯性に基礎を置いて形成せられていることを確信している。

われわれは公正で自由でかつ文化的な一個の社会の成長育成を促進し、性別、人種、信条若しくは社会的条件によるいっさいの差別を排除し、そこでは（上記社会では）経済が人類の奉仕に当たり、かつ、人類が経済の奉仕に当たることなく、社会は共存共栄の最高諸様式（諸形態）に対して門戸を開き、かつ、世界を変遷せしめる科学的、技術工学的、経済的かつ社会的な革新（改革）の影響作用を受入れかつ利用するための適性（性向）を持つようにすることを決意している。

並びにわれわれは人民の意思に基き、かつその自由かつ周期的な諮問に基いて民主的国家を建設し、堅実にして適法な諸体制（諸制度）を通して人類の諸権利の十全な有効性（効力の発生）を、共和国の独立と結合を、労働の創造的尊厳性を、富の享受における全員の参加を、後進性と不公正の抹殺（cancelación 終焉）を、憲法及び法律への為政者と被治者の帰順服従を、及び公的機能を執行する者の有効な責任性を保障する政府（国家 Estado）を建設することを決意する。

われわれはラテン・アメリカ諸国民の統合を促進し、かついっさいの帝国主義に対するその（ラテン・アメリカの）独立を断言する（afirmar 確約保障する）必要性に同意協定する。

われわれは全人類の友愛（精神）についての自覚を持ち、及び、国内的及び国際的な抵触抗争（conflictos）への解決に努力する手段としての暴力を排除する必要性についての認識を持っている。

われわれは祖国に誕生を付与した複合多様の源泉の高貴な価値（物）の統合である祖国の歴史的人格性（personalidad 法人格性）を維持しかつ確固たらしめ、祖国の文化的遺産を防衛し、かつ、

祖国の天然自然的資源の支配領有と維持を保障する意図に燃え立っている（鼓舞されている）。

われわれは、わが国土着民の過去の司法的正義の実現慣行を、副王総督時代に為し遂げられた文化的かつ人類的融合を、ペルーにおけるツーパーック・アマール（Túpac Amaru）が着手開始し、かつ当地で San Martín（サン・マルティン）と Bolívar（ボリーバル）が完了したアメリカ（米州圏）の解放者たちの勲功を、並びに共和国創始者 Sánchez Carrión（サンチェス・カリオン）及びいっさいのわが国の大官、英雄及び社会的闘士の令名高き庇護、及び自由と正義の体制に到達するための国民の長期間の闘いを祈念するものである。

われわれは、現実に法制化し宣言公布したとおりに、本ペルー国憲法を立法化し公布するに到った。

第I編 個人の基本的権利及び義務

第I章 個人

第1条 人間的個人は社会及び国家（Estado 政府）の最高対象目標である。すべての者が上記人間的個人を尊重しかつ上記人間的個人を保護する義務を有する。

第2条 個人はすべて次の権利を有する。すなわち：

1. 生命に、固有人名に、肉体的統合性に及びその人格の自由な展開に対して。出生して存在する者に対しては、その者に享受せしめられるいっさいが生得的であると考慮せられる。

2. 法の前の平等に対して。かつ、性別、人種、宗教、思考意見（信条）若しくは言語の如何なる理由によるもいっさい差別されない。

男性と女性は同等（均等）の機会と責任を有する。法律は女性に対して男性に比べて下廻らない権利を認める。

3. 個人的若しくは結社の様式形態における思想良心（conciencia）及び宗教の自由に対して。理想理念若しくは確信的信念の理由に基く訴追は存在しない。公共的執行のいっさいの告解（告白）は自由である。但し、常に必らず道德に悖ることなく、若しくは公共的秩序を害なわないものに限る。

第2条（続き） いっさいの個人は次の権利を有する。すなわち：

4. 法の責任制の下におけるいっさいの事前の許可、検閲調査及び妨害阻止も伴うことなくあらゆる社会的通信手段による情報、思考意見、表現及び言語、文書若しくは想像思考を通しての思想の流布についての自由に対して。

著作及び新聞による及びその他爾余の社会的コミュニケーション（comunicación 通信）の諸手段によって犯される犯罪は刑法典に類型化して示され、かつ、共通憲章法典で審判せられる（se juzgan en el fuero común）。

何らかの言論（出版）機関をして中断停止せしめ若しくは文脈を切断せしめるか若しくは自由に広播流布することを妨害するあらゆる行為もまた犯罪である。

通報及び意見の開陳批判についての諸権利には通信連絡諸手段を設置創始するそれら（諸権利）を含める。

5. 名誉及び好評評判に対して、個人的及び家族的親交性に対して、及び想起構想自体に対して。不正確な諸断言断定（afirmaciones inexactas）によって加害的に影響を受けた若しくは社会的通信連絡手段の如何を問わず公刊物によってその名誉に侮辱を受けたすべての個人は、無料の形態様式での訂正についての権利を有する。但し、法律上の責任制には支障を及ぼさない。

6. 知的、芸術的及び科学的創造についての自由に対して。国家（El Estado 政府）は文化への及び上記のこの創造物の流布普及への獲保接近を便宜を与えて容易ならしめる（propicia）。

7. 住居の不可侵性に対して。何んびともそれを住居とする個人の許可なしにその居宅に入り及び調査を実施し若しくは登載記録をしてはならない。但し、現行犯の、若しくはその犯罪の突っさの（さし迫った）危険の場合はこの限りではない。保健の若しくは重大な危険の動機による諸例外（諸除外則）は法律によって定められる。

8. 私的（個人的）書翰箋及び通信連絡の不可侵性と秘密に対して。郵便書翰は、法律に規定措置せられた諸保障を付して、裁判官の発給動機付けする命令（令書）によってのみ押収され、傍受され若しくは開披されることが出来る。当該調査を動機付ける事実に対してとは、別個の他の事件については、区別して秘密が保障せられる。同上の原則が電報及び電信の通信連絡に関して遵守せられる。電話連絡通信の混信妨害及び干渉検査は禁止せられる。

手紙及びその他爾余の私的文書などで本項の規定に違反して入手せられたものは適法な効果を持たない。

帳簿、証拠書類（証明書）及び会計書類は、法律に基いて当該所轄当局の検査若しくは監察に従う。

9. 自己の住居の場所を自由に選択し、国土の領域内を移転転居し、国土（el）から退出し、及び国土の領域（el）に入国する事に対して。但し、保健の理由による諸制限はこの限りではない。

司法命令により若しくは居留外国人に関する法律の適用によるにあらざる限り、自己の住居（su residencia）の場所から国外退去せしめられることもなく及び隔離せしめられないことに対して。

10. 武器を携帯せず平和的に集合することに対して。民間私的な場所若しくは公開の場所における集会には事前の通知を必要としない。公共の広場及び道路に招集される集会には、前以って当局への通知が要る。かつ、その当局は上記集会を、安全について若しくは公共保健（衛生）についての立証された動機によってのみ禁止することができる。

11. 事前に許可無く、適法な目的を以って団結結社することに対して及び設立物を創始設定することに対して。

法人は公的登記に記載収録せられる。行政的解決決裁により解散せしめられてはならない。

12. 適法な目的 (fines licitos) を以って契約を結ぶことに対して。法律は上記のこの自由の執行行使 (ejercicio) を、公正の原則を擁護し、及び権利の濫用を廻避するために規制する。

13. 法律に準拠して (con sujeción a la ley 従って) その個人の労働 (su trabajo 勤労) を自由に選択し及び執行行使することに対して。

第2条 (続き) (人, 人員 persona は皆全人格的に) いっさいの個人は次の権利を持つ。すなわち:

14. 憲法及び法律 (las leyes 立法) の範囲内で財産所有権に対して及び財産 (遺産) 相続権に対して。

15. その個人の福祉とその家族のそれ (福祉) を認めて彼に保障するところの生活水準を到達達成することに対して。

16. 個人的若しくは社会的形態 (様式) で、国家 (Nación 民族国家) の政治的、経済的、社会的及び文化的な生存生活 (la vida) に参加することに対して。

17. 自己の政治的、哲理的及び宗教的若しくはいかなる性格にしろその他いっさいの信念的なもの (convicciones 確信) に関して (譲ることなく) 留保固持することに対して。

18. 個人的若しくは集団 (集体) 的に、明文の文書により、当該所轄当局に宛てて請願・申請 (peticiones) 書を様式作成することに対して。上記のその際その担当所轄当局は利害関係当事者に、同様に明文を以てする回答を法定期間内に付与するように義務付けられている。上記のその期間の経過後は、当該利害関係当事者は、(恰かも) その請願・申請が拒否せられた (かの如くにして) ものとして訴訟手続 (を提起) することができる。

軍隊 (las Fuerzas Armadas) 及び警察 (las Fuerzas Policiales) では請願・申請の権利の行使執行は許されない。

19. 自己の国籍に対して。何んびとも自己の国籍を剥奪されてはならない。また共和国の国内若しくは国外で自己の旅券を入手し若しくは更新する権利が奪われることも許されない。

20. 個人の自由と安全に対して。従ってその結果:

a) 何んびとも法律の命じないところを行うことを強制されない。また上記法律が禁じていないところを行うことを妨げられていない。

b) 如何なる形態の個人的自由の拘束も認められない。但し法律により規定措置せられている場合はこの限りではない。

奴隷制 (esclavitud 強制拘束労働), 奴婢制度 (servidumbre 下僕奴婢労役) は廃止せられており、かつそれらの形態態様 (sus formas) の如何は不問とする (trata en cualesquiera de sus formas 上記のどちらの形態態様を取扱うにしても)。

c) 債務 (借金) による逮捕拘禁はない。上記のこの原則は扶養義務の不履行による司法命令を限定拘束しない。

d) 何んびとも犯行の時に法律に加罰的違反として明文を以って疑念の余地なく明白に予らかじ

め評定量刑されていない行為（acto 作為）若しくは不作為（omisión けん欠）によって訴追せられ若しくは処罰せられてはならない。及び法律に措置規定せられていない刑罰を以て懲罰制裁せられてはならない。

e) 言論意見（opinión）についての犯罪はない。

f) すべて人は、自己の（その者の）責任が司法的に宣言せられていない限り（間は）潔白無罪であると考慮せられる。

g) 何んびとも裁判官（Juez 判事）の認めたためかつ発給した命令書によるか若しくは現行犯で警察当局による以外には拘留せられることはできない。

いかなる場合においても、拘留は、当該裁判所の措置命令において、24時間内に若しくは、所定文言条件距離内で課（措置）せられ（行われ）なければならない。

テロ行為、スパイ及び麻薬類（drogas）の違法運搬の諸場合は除外せられ、上記それらの場合には警察当局は、15日の暦日数を越えない期間で容疑者を含めて公共省及び裁判官の担当責任で予防阻止拘留を執行することができ、上記この裁判官が期間満了に先立って所轄管掌を引受けることができる。

h) すべて人は自己の（その者の）拘留の原由若しくは理由について、即時かつ文書（令達書）による通告を受ける。当該者は当局により指名若しくは拘留せられた時から自己の選択選定する弁護人に連絡して（せられて）相談を受ける権利をもつ。

i) 何んびとも犯罪の解明のために必要不可欠な場合で、かつ法律によって定められた様式及び期間におけるものでなければ隔離遮断し幽閉せられてはならない。当局は遅滞なく、責任下に置いて拘留せられた者の所在を明らかにしてやる義務を負う。

j) 暴力によって護得入手せられた宣言告白は価値効果を欠く。上記暴力を用いる者は刑事責任を犯すことになる。

第2条 挿入条項第20項（続き）すべて人（個人）は次の権利を有する。すなわち、

k) 何んびとも、みずから（の利益）に抗して及び自己の配偶者の利益に抗して及び自己の四親等内の血縁親族若しくは姻戚関係の二親等内の親類縁者の利益に反して刑法上の原由における可罰性（culpabilidad 有罪性）を公表言明（declarar 申立てる）し若しくは是認（reconocer）する旨を敢て宣誓することを義務付けされてはならずまた無理矢理に強制せられてはならない。

l) 何んびとも法律によって定められている裁判管轄の審級進路を外れた裁判手続の取扱いを受けてはならず、及び事前に所定せられたものと異なる手続過程に繋属せられてもならない。また、その名称の如何に拘わらず、現実（事実）に合わせて創設せられた例外的裁判所若しくは特別委員会によって裁断裁定されてもならない。及び

m) 恩赦、免除、終局停止及び時効は（裁判判断事象についての）裁判せられる対象目的についての実効的事実を産む。

第3条 （憲法上の）基本権はペルー国法人に対してもまたそれら諸権利が適用し得る限りにお

いて有効に規制支配する。

第4条 本章に列挙して承認せられた諸権利は憲法が保障する爾余の諸権利を排斥せず、またその他類似性格の若しくは人間性の尊厳から、国民主権の原理から及び法律 (derecho 法学) 上の社会的及び民主的國家の、及び内閣政府の共和制形態 (様式) から由来する爾余の諸権利を排斥するものではない。

第II章 家族

第5条 國家 (El Estado 政府) は婚姻及び自然的地縁血縁社会及び國家 (Nación 民族國家) の基礎制度としての家族 (familia 家庭) を保護する。

婚姻の諸様式及び離別及び解消の諸原由は法律によって規制せられる。

法律は差押えの対象とならない、(世襲であって他人他家に) 譲渡不可能な、及び相続によって移転譲渡できる家族財産を制定するための諸条件を明示する。

第6条 國家 (El Estado 政府) は責任能力をもつ (responsable 責任ある) 家父長制を擁護する。

両親 (los padres) はその子息を扶養 (alimentar) し、教育し、安全を保障すべき義務と権利をもつ。並びにまた子息はその両親を尊敬しかつ助力すべき義務を有する。

子息はすべて均等な権利 (iguales derechos) をもつ。市民登録に (en los registros civiles) 及びいっさいの戸籍証明台帳 (documento de identidad 文書) に、両親の市民的身分状況 (estado civil 嫡出とか庶子とかを区別するような例えば未婚の母とか寡婦とかの) 及び子息の門地血縁関係 (la naturaleza de la filiación de los hijos) に関する記載言及はすべて禁止せられる。

第7条 母は政府國家の (Estado 国の) 保護及び非保護の場合における (en caso de desamparo) その援助 (asistencia 助力) を請求する権利をもつ。

第8条 幼児、未成年者若しくは老人は、経済的、身体的若しくは道徳的な遺棄に対して (ante el abandono económico, corporal o moral 遺棄に遭ったときは) 政府國家によって保護せられる。

第9条 婚姻的障害を克服して法律が明示する期間に及び諸条件で事実上の家庭生活 (un hogar) を形成する男女の堅実な結合は、適用し得る限り (範囲) における稼得能力上の社会の体制に帰属 (所属) した一個の福祉財産社会全体を生ずる。

第10条 品位ある生活住居を勘案することは家族の権利である。

第11条 経済的に充分な手段 (の仕度準備のない家族でも) を仕度しない家族でも、その物故者 (死亡者) が無料で公共墓地に埋葬せられる権利をもつ。

第III章 社会保障 (保険)、健康及び福祉

第12条 國家 (El Estado) は社会保障への (a la seguridad social 保険に対する) すべての者の権利を保障する。法律は上記のそれ (社会保障) 及びその資金調達融資金融 (financiación) への積極果進的アプローチを制定規制する。

第13条 社会保障（seguridad 保険）は、疾病、出産、廃疾、失業、労災事故、老衰、死亡、寡婦（寡夫生活者）、孤児及びその他いっさいの法律に基いて保護せられるべき（保護に馴染み得る）割当項目の危険をカバーする目的を持つ。

第14条 自治体（autónoma）でかつ地方分権（descentralizada の機構体制制度組織）者（体）が公法上の代理人（代行業者）機関の性格で、かつ、国家政府（el Estado）、雇用者（使用者）及び被保険者によって強制的（義務的）に導入された自己の資金及び留保資金を用いて（備えて）、その任務として労働者及びその家族の社会保険を業として担当する（tiene a su cargo la seguridad social）上記のその資金は責任制の下にその設定の目的と異なる用途に指向けられてはならない。

第14条 （続き） その機構は国家政府の、使用者の、及び被保険者の同数における（同数での）代表者たちによって統理せられる。

助力救済参加及び医療的救済の提供は直接的現業（directas）でかつ自由業（libres）である。

保険業部門におけるその他の公共的若しくは民間私的機関の存在は、上に言う制度機構（機関）と抵触しない（競業併存して差支えない）。但し、これらは常に必らず、より良き若しくは追加的幫助（prestaciones）を提供し、かつ被保険者の同意の存在が必要である。法律がその職能権限（funcionamiento）機能を規制する。

国家政府は、本条に含まれない居住地住民（población）、部門の社会保険をその任務にあって業とする他の諸機関の行為を規制する。

第15条 すべて人は総合的保険（健康）の保護について権利を持ち、自己の保健（健康）の、その家族的（手段）営みの、及び（地域）共同体（comunidad）の保健（la de su medio familiar y de la comunidad）の増進及び防衛に参加する義務をもつ。

第16条 行政権者（El Poder Ejecutivo）は保健（salud）に関する国の政策（la política nacional 民族国家の政策）を明示（明らかにする）する（señala）。（行政権者は）上記その適用を管理しかつ監督する（Controla y supervisa）。複数体制の枠内で保健のサービス役務に関する（資金的）保障準備及び価額（掛け金と価額 cobertura y calidad）を拡張することを目途した（目的に仕向けられた）イニシアティブ（指揮）を助成（開拓）促進する。公的及び民間私的機構を通して保健の総合的留意配慮を計画（planifica）しかつ調整すること、及びすべての者に質的に妥当適正でかつ無料（無償）への傾向（性向、方向）を以てする均等平等なアプローチ（el acceso 利用接近）を容易ならしめることは分権的かつ分散的（desconcentrado）国の（nacional 民族国家の）体制機構（un sistema）の組織体（organización）の責任である。法律がその組織（organización 組織体）及び諸職能（funciones）の基準を規定する（norma）。

第17条 国家政府（El Estado）が、滋養的、化学的、薬剤的（farmacéuticos 薬局薬剤師処方的）及び生物学的な諸生産物の生産（製造）、品質（calidad）、使用及び流通（comercio 取引、配給取引）を規制しかつ監理（supervisa）する。（国家政府が）薬剤の不法（運搬）搬送（横流し el tráfico ilícito）を所轄し（combate 管轄し）かつ違反を取締る（sanciona 処罰する）。

第18条 食糧 (alimentación 糧食) 住居及びレクリエーション (recreación 慰安休息) 関係物資 (en materia de) の面で国家政府 (El Estado) は個人 (人) 及びその家族の基本的な必要性 (必要度) を優先的に順位設定すること (順位を定めること) に努める。

共同的福祉 (福利) に適合し、かつ地方的共同体地域 (la comunidad) の参加権に基いて法律が市街地 (suelo urbano) の利用 (utilización) を規制する。

国家政府は市街地の及び住宅 (vivienda) の、公共的及び私的民間的計画 (programas) の執行を促進する。

国家政府は相互的協同組合で、及び一般に住宅のための担保付信用制度の体制機構で、及び自主的建設 (autoconstrucción 持家自主建築) 及び賃貸借一建売り (alquiler-venta) 計画 (programas) を援助しかつ刺戟促進する。建築 (費) を安価ならしめる目的で刺戟的誘因及び貢租上の免税を付与する。長期かつ低利下での信用許与のための諸条件を創設する。

第19条 肉体的若しくは精神上の欠陥で自助 (velar por sí misma 自活能力) のための能力を喪失した無能力者は、(自己の) その者の尊厳性に関して、かつ、保護、注意配慮 (atención), 更生 (readaptación) 及び安全 (seguridad) に就ての法律上 (legal 法制上の) の機構体制 (制度) への (委拠に) 権利を持つ。

非営利的に上記のこの制度体制における保障役務を提供付与する諸機関、並びに自己の任務に能力を喪失した者たちは、当該費用に充当する所得には租税貢納をしない。

(上記) 同上目的に充てられた贈与財産 (donaciones) もまた貢租納税をしない。

第20条 公的及び民間私的勤労者で、勤務に暫定一時的若しくは (恒久) 決定的に休離職する者の年金 (寄宿舎費 las pensiones) は、生活費及び国民経済の諸可能性を考慮に入れて、法律に基いて周期的に (再) 調整せられる。

第IV章 教育、科学及び文化に就て

第21条 教育への、及び文化への権利は人間個人 (個人的人間性) に生得的な固有のものである。

教育は人間性 (personalidad) の統合的発展 (生涯教育) を目的とする。そこでは (教育では) 社会的民主主義 (la democracia social) の諸原理が指向せられる。国家政府は教育の自由を認めかつ保障する。

第22条 教育は、人類 (humanidades) の知識及び慣行、芸術 (el arte), 科学及び技術を開発促進する。

(教育は) 国民的及びラテン・アメリカの統合、並びに国際的 (国際間の) 団結 (solidaridad) を助成増進する。

道徳的及び市民的素養形成は全教育過程に義務付けされたものである。宗教教育は良心の自由を犯さない限り正当化 (正当視) せられる。それは (宗教教育は) 家庭 (familia 家族) の両親によっ

て自由に限定制限せられる。

憲法についての、及び人権（los derechos humanos）についての組織体系教育は市民的及び軍事的教育の府（los centros de educación 教育センター）及びすべての個々の水準の教育センター（教育の府、学校）におけるものが義務付けられている。

第23条 国家政府は（familia 家庭）家族の両親に対してその子息の教育過程への干渉介入についての、及びそれらの子息のための教育のタイプ及びセンターを選択することについての権利を保障する。

第24条 プラン（planes 大綱立案計画）及びプログラム（programas 実施計画）を様式作成し、地域的特質（las características regionales）によりその（教育の）質（calidad 価値内容）及び効果を保障する目的を以って教育を指導しかつ監理（supervisar 監督する）し、すべての者に機会の（oportunidad）均等を付与する（otorgar）ことは国家政府の当該担当である。教育的事項（materia educacional 教育事務部門）における行政体制機構は分権化せられる。

第25条 初等教育はすべての様式形態において（en todas sus modalidades 態様の如何に関わらず）義務的（obligatoria 強制的）である。国家政府によって通達指示せられた教育は、法律の基準規定に従い、そのあらゆる水準において（如何なる水準のものでも）無料である。

地域住民がそれを要求する場所では、それが何処であってもすべて最小限、初等教育センターを保有しなければならない。法律が本項の規定の適用を規制する。

経済手段を持たず不足する諸学校の（必要）手段（栄養剤、滋養給食資金 nutrición）を行き互らせ、かつそれら諸学校の使用に充てて配分する目的で分担金を捻出するには公債債務証書（の発行募集）を以て補填する。

第26条 文盲一掃教育の普及定着（erradicación）は国家政府の第一義的課業（tarea 仕事）であり、国家政府が成人者に生涯教育（la educación permanente）の過程を保障する。財政的かつ技術的資金の適用を以って積極果敢に行い、その金額量は公的（公共的）部門の財政予算が定める。共和国大統領の年々の教書（メッセージ、声明）には、必ず成果に関する情報を含めなければならない。

第27条 国家政府は居住地域共同体の民主的参加により（を以って）青年の学外教育的素養を保障する。（la は地域共同体挙げての民主的参加を指す。一山崎） 法律が上記の地域共同体挙げての民主的参加を通達指令する（立場の）諸体制機構の職能分限（職務・業務 el funcionamiento）を規制する。

第28条 教育指導（la enseñanza）はそのあらゆる水準の段階で、憲法の原理に基き、当該教育体制機構の目的に照らして誠実に通達・指示せられなければならない。

第29条 諸企業は教育（educación）の府（センター）の維持に分担金を貢納する義務を負う。法律が上記のこの規定の達成金額を定める。工業（industriales 産業）、農業若しくは鉱山業のセンター（centros 学部）で機能する諸学校はそれぞれ個々の企業主（propietarios）若しくは企業（empresas）によって維持（sostenidas 支持）せられる。

第30条 国家政府は営利目的を持たない私的民間の、協同組合の、地域共同体の、及び都市の教育を確認知悉し、援助し、及び（監督）監理する。如何なる教育センター（教育の府、学部 centro）も、法律に基いて各々に当該相応する学識（知識）水準よりも劣等な質の知識を提供してはならない。すべての自然人たると若しくは法人たるとを問わず、営利目的を伴うことさえなければ、憲法の諸原理を尊重する枠内で教学センター（centros educativos）を創設する権利を持つ。

第31条 大学教育は、その目的の中に、知的、技術的創造性、科学的、工学的調査研究、及び職業（人）的かつ文化的素養形成を内容にして保持している。各大学は、法律の枠内で、（学術的）アカデミックな、経済的な規範基準的、かつ行政的な度合では自治（的）主体的（自主的権限主体性 es autónoma）をもつ。—山崎）である。

国家政府は講座の自由を保障し、かつ、偏狭性を排斥する。大学は法律によって生まれる（誕生する）。国家政府の、若しくは民間私人のいずれのイニシアティブによって創成されるかにより、公共立若しくは私立となる。法律により、若しくはその学則（estatutos 条例規程）により規制せられる。

大学はその教職員、卒業生及び学生により構成されている。

地域共同体（la comunidad）と大学とは法律が明示する形態で調整整序せられる。

大学は国家（Nación 民族国家）の名義で学術的アカデミックな卒業証書及び職業資格（タイトル títulos profesionales）を付与する。

第32条 大学及び教学的及び文化的センター（学部 centros）は創設せられている、若しくは創設されることになるいっさいの租税貢納を免除せられている。法律は、大学の、教学的及び文化的センターの利益となって受入れられる（利益における）寄附金及び導入資金に恩典を与えるための（に裨益せしめるための、を有利ならしめるための）貢租的及びその他の性格の奨励促進制度を制定する。

第33条 成人学校（カレッジ、職業専門学校 los colegios profesionales）は公法人の性格を持つ自治行政機構である。法律はその構成機構及びその職能権限機能（su funcionamiento）のための所有財産（las rentas）を制定する。

法律が明示する大学教職員の（就業）就職のためには（教授会）教授職者会の結成・入会（colegiación 学会組織への入会）が義務付けられている。

第34条 国家政府は、土着伝統文化の表現形態、並びに国民舞歌踊歌唱の特殊的芸能的表現形態、民族大衆美術及び専門職業技能の維持保存及び奨励刺戟促進に努める。

第35条 国家政府は土着原住民の言語（土着語）についての研究及び知識を奨励促進する。ケチュア、アイマラ及びその他の土着共同体地域の、その固有の国語若しくは言語における初等教育を受ける権利もまた（これを）保障する。

第36条 考古学的地層及び遺跡（restos）、建築物、記念碑、芸術品及び歴史的価値の立証物件で、国家（nación 民族国家）の文化遺産として指定宣言せられたものは国家政府の保護下に置かれてい

る。法律が上記それらの保存、再建、維持及び（更生）復元を規制する。

第37条 国家政府の社会的伝達連絡手段（comunicación social）は教育（教学 educación）の役務サービスにあてられている。私的民間個人は法律に基いて上述の諸目的に協力しなければならない。

第38条 国家政府は体育（la educación física）及びスポーツで、とりわけ非営利的なものを奨励促進する。上記の対象には、その慣行を普及するための資金の割当額を配分して定める（を割当て配分する）。

第39条 各会計年度毎に、中央政府（中央内閣 gobierno central）の予算の経常資金のうち20%を下廻らない教育のための資金が仕向けられる。

第40条 科学的及び技術工学的調査は国家政府の留意及び刺戟促進を享受する。国の発展（el desarrollo del país 国家の発展）のために好適な技術工芸（tecnología）の創造及び移転（la transferencia）は国益の対象（構成内容）である（Son de interés nacional）。

第41条 教職（資格者 El profesorado）は公教育（la enseñanza oficial）の各種部門における公務の有経歴資格者（公共的履歴者）である。

法律はその権利と義務、及び特殊専門教職体制（組織制度）を規定する。

国家政府は教師の就職（教職化）に努力する。かれら教師たちにはその高度な使命に（相応わしい）適合させて公正な報酬を保障する。

第V章 労働に就いて

第42条 国家政府は労働を富の主たる源泉として認める。労働は社会的な権利かつ義務である。貧困を除去する経済的かつ社会的諸条件を改良促進し、有用な従業就労の機会を共和国の住民に均等に（平等に por igual）保障することは、及び彼ら労働者をその表現形態の如何に関わらず失業離職及び準失業から保護することは国家政府の当該担当である。

いっさいの労働関係関連（en toda relación laboral）においては、労働者の憲法上の諸権利の行使を妨たげ、若しくはその尊厳性を否認し若しくは低下せしめるいかなる条件も禁止せられている。

労働は、その各種様式において、いかなる差別（待遇 discriminación）をも伴うことなく、及び取扱（契約 trato）の（均等待遇の体制の）平等性についての体制の枠内で国家政府による保護の対象である。

なんびとにも、その自由な同意を伴うことなく、及び然るべき報酬を伴わずに個人的な労働の提供を強制してはならない。

法律は、人数（量）においてもまた企業からの全報酬額においてもそれぞれの場合に応じて同様に国民（民族）労働者に当該相応する優先的割合を明示する。

第43条 労働者は、自己及びその家族（家庭構成員 familia）のために、物質的福祉及び精神的発展を希求する公正な報酬への権利を持つ。

労働者は、男性でも若しくは女性でも、同一雇用者に対する（al mismo empleador 同一使用者における）、同一条件において（en idénticas condiciones）提供した同等労働による（por igual trabajo）等額報酬（igual remuneración）に対して権利を持つ。

生活維持の最低額報酬（las remuneraciones mínimas 最低賃金報酬）は、国家政府により（por el Estado）、労働者の、及び雇用者の代表者機構（las orgdnizaciones representativas）の参加を得て（con la participación）、情況がそれを必要として要請する時は（cuando circunstancias）定期的に再調整せられる。

法律は多人数家族を有する労働者の利益（有利）になるように（en favor de los trabajadores con familia numerosa）家族割当指定制度（el sistema de asignaciones familiares）を組織編制する。

第44条 通常の労働時間は1日8時間制、及び1週48時間とする。

通常の労働時間を越えて為された労働にはすべて非経常的に報酬手当が支払われる。法律は夜間労働のための、不健康な若しくは危険な情況条件で実施せられる労働のための基準規定（normas）を定める。（法律は）未成年者及び婦人の労働に関する諸条件を規制する。

労働者は、週毎の報酬手当支給休息日（有給休暇 descanso semanal remunerado）、年次有給休暇（vacaciones anuales pagadas）及び役務就労期間の補償金（compensación por tiempo de servicios）に対して権利をもつ。

労働者はまた報奨手当金（gratificaciones）、ボーナス及びその他の、法律若しくは団体協約が明示する恩典利得（demás beneficios）に対しても権利を持つ。

第45条 法律は労働者である母（親）への保護の諸手段を規定する。

第46条 国家政府は生産性の向上、社会福祉の刺戟促進及び国（país 国家）の発展への貢献のために、文化的進歩、職業専門家の養成、及び労働者の技術的遂行達成を奨励する。同様にして（国家政府は）上記諸目的を社会的に仕向けて諸機構の創設を推進する。

第47条 職業上の危険を誘発する可能性をもった労働における衛生及び安全（性）に関する諸手段を公布制定し、及び労働者の健康及び肉体的かつ精神的統合管理を保障することは国家政府が当該担当の事項である。

第48条 国家政府は労働における（恒久的）安定性に関する権利を認める。労働者は、法律に明示せられ及び正規に盟約承認せられた（約束是認せられた comprobada）公正な原由によってのみ解雇されることが出来る。

第49条 労働者の社会的な報酬手当と報奨利得（las remuneraciones y beneficios sociales de los trabajadores）についての支給・支払はいかなる場合においても雇用者（使用者 empleador）の他のいっさいの債務に優先する。徴収受給行為は15年で時効となる（prescribe）。

第50条 その労働（作業 labor）の特殊性により、労働者には他の労働者のそれ（住所）によって類推せられる（類似の análoga）法的（法定管轄の、司法上の jurídico）場所を住所（に）と認める。

第51条 国家政府は労働者に対して、事前の許可を伴うことなく組合組織団結（権）への権利を認める。何んびとも労働組合の加入構成を強制せられてはならず、またそれを行うことを（組合に加入参加することを）妨げられてはならない。労働組合は、上位の機構組織を創設する権利を有する。但し、労働組合組織の構成、機能及び管理が妨げられ若しくは支障を来たす（おそれのある）ときはこの限りではない。

労働組合組織はその組合員（メンバー）の合意協定により、若しくは最高裁判所の最終審における判決（決裁・裁定 resolución）によって解散せしめられる。

いっさいの水準の労働組合組織指導者は、彼らに当該担当の諸機能（funciones 諸職能・権限）の発展展開のための保障を享受する。

第52条 労働関係関連に所属していない（未組織の no dependientes）労働者は、自己の諸権利の防衛のために組織団結化することができる。それらの労働者には、労働組合のための規制諸措置が当該（所属）規定にあてはめて準用せられる（les son aplicables en lo pertinente）。

第53条 国家政府は労働者の銀行（労働金庫 Banco de los trabajadores）及び法律に基づくその役務サービスのためのその他の信用（授信）諸機関の創設を援護する。

第54条 労働者と雇用者（使用者）との間における労働に就ての団体協約（la convención colectiva de trabajo）は両当事者に（para las partes）法的拘束力を持つ。

国家政府（El Estado）は団体交渉（la negociación colectiva）への権利を保障する。法律は労働争議（los conflictos laborales）の平和的解決のための諸手続を明示する。

国家の介入は両当事者間における合議一致の欠如にのみ手続を進めかつ決定的なものとなる。

第55条 罷業は労働者の権利である。法律が定める様式において執行せられる。

第56条 国家は上記後者（その、本条で言う empresa 企業）の形態（様式 modalidad）に基いて企業の経営管理（la gestión）及び収益（la utilidad）に参加する労働者の権利を認める。

労働者の参加は企業における財産に及ぶ。但し、（上記のことは）司法的性格がそれを妨げない程度に関する限りにとどまる。

第57条 労働者への承認済みの諸権利は撤回しえない（辞し得ない性格の）ものである。その執行は憲法によって保障されている。

労働に関する事項（案件 materia）におけるいっさいの諸措置についての達成度合及び包含内容に関して（生ずる）解釈若しくは疑念には、労働者（側）により有利となるところに従う（se está a lo que es más favorable al trabajador）。

第Ⅵ章 公務（la Función Pública）に就いて

第58条 公務員及び公共サービス員（業者 servidores públicos）は国家（la Nación 民族国家）に奉仕している。

如何なる公務員若しくは公共サービス員（公務従事者）も一箇の雇用若しくは報酬を受ける公的

任務を越えて従事することは許されない。但し、教育職に対して更に一箇の従事は例外的に許される。

第59条 法律は公的サービス員（業者、公務従業者 los servidores públicos）に当該所得（収入 ingreso）及び諸権利及び諸義務並びに彼等に不利益を及ぼす（los afectan 悪影響作用を及ぼす）諸決裁に対する訴訟を規定する。

外交官若しくは授信金融（de confianza）の任務に従事する公務員も、及び国（政府 Estado）企業の若しくは公私混合経済体（de economía mixta）の会社（社団）の労働者も行政職（la carrera administrativa）には含まれない。

第60条 単一特殊機構（制度）が国家公務従業者の報酬、賞与及び年金を認可する。

最高階層（制）には共和国の大統領が該当対応する。以下、上院議員（Senadores）、下院議員（Diputados 代議士）、政府の大臣及び最高裁判所判事（Magistrados）の順である。

第61条 公共サービス員（業者、従業員）の労働組合団結組織化（sindicalización）及び罷業の権利は認可せられる（se reconocen）。上記のこの措置は、裁決決定権を具備する、授信融資（confianza）の職務に従事する国家公務員（los funcionarios del Estado）若しくは軍人（los miembros de las Fuerzas Armadas）及び警察官（Fuerzas Policiales）には適用せられない。

第62条 法律が定める、若しくは国家（政府 del Estado）の資金を、若しくは上記この後者により（国家、政府により por él）支持せられる組織機構（de organismos sostenidos）を操作運用する公務員若しくは公共サービス員（業者、従業員）は、就任時に、及びその任務（sus cargos 職務）における停退職時に、及び上記その任務の執行年度中は定期的にその財産及び収入所得（rentas）についての宣誓申告をしなければならない。

国家（民族国家）の会計検査査察官（El Fiscal de la Nación）は、何んびとの、若しくは如何なる職掌からも（を問わず）いっさいの告発により、不法着服（enriquecimiento ilícito）がなされるときは司法当局（el Poder Judicial）に対して諸任務を様式作成する。

法律は本条に云う諸任務（a los que se refiere este artículo）の公務員の責任を規定して定める。

第63条 憲法に定める公職（las funciones públicas 公務）は（憲法を守って）それを遂行することを宣誓しない限り何んびとも（これを）執行してはならない。

市民が宗教的信仰を申出でないときは、その宣誓における神への祈願の廃棄をして差支えない。

第Ⅶ章 参政権（los Derechos Políticos）に就いて

第64条 市民は直接的に、若しくは定期的恒例選挙（comicios periódicos）で自由に選出せられた代議士の手段を通じて、及び法律によって定められた諸条件に基いて公的事項（案件 los asuntos）に参加する権利を持つ。

国家（民族国家 Nación）の政治界（la vida política）に介入することを市民若しくは政党（partido）に禁止若しくは制限せられているいっさいの法律行為（acto 様式行為、儀式）は無効であり、及び

可罰的（対象）である。

第65条 18才以上のペルー人成年者は市民（有権市民）である。市民権（la ciudadanía）の行使には選挙人登録名簿（選挙有権者登録台帳 el Registro Electoral）に記載のあることが必要である。

市民的能力を享受するすべての市民は選挙投票の権利（derecho de votar）をもつ。

投票は70才迄個人的で、平等に、秘密にかつ義務として（obligatorio）のものである。上記のこの年令（70才）を越えて後は資格権限上の任意のもの（facultativo）となる。

複数候補者連名建て制の選挙（las elecciones pluripersonales）では、法律が定める制度に基いて比例代表制（representación proporcional）が有る（を置く）。

第66条 市（公）民権の行使は次の各号の場合に停止する：

第1号 市（公）民権停止の法的決裁により。

第2号 自由の剥奪刑を課する法律文言（sentencia）により。

第3号 参政権の無能力（行使不能・行為無能力）を内容に含める法律文言により。

第67条 現役（en servicio activo）の軍人及び警察官は投票権も被選挙権も認められない。その他の法律行為無能力制度の設定は有り得ず及び許されない。

第68条 政党は民主的連立複数制を表明する（expresan 申出る）。大衆意思の形成及び表明に協力参加する。市（公）民権の政治参加のための基本的手段である。その（政党の）設立及びその行為の行使は、憲法及び法律を尊重する限りにおいて自由である。

すべての投票能力をもつ市（公）民は政党を結成し、及びそれら（政党）に民主的に参加する権利を有する。

第69条 いっさいの大衆選挙における立候補者を擁護することには政党若しくは連合体が当たる。未組織の非政党员である立候補者の擁護には法律の諸要件を完了（完遂）しなければならない。

第70条 国家（政府 el Estado）は如何なる政党にも優先的待遇は与えない。すべての政党に、承前（前回迄の）の国会選挙の配分結果を揃えてその（国家政府の）国有財産である社会的情報手段を無料（無償）利用に供する。

第71条 選挙戦の期間中、登録済みの諸政党は国有財産である社会的情報手段を無料（無償）で利用することになる。

第Ⅷ章 義務に就いて

第72条 すべて人は爾余の他人の諸権利を尊重して平和的に生活すべき義務をもつ。及び公正、博愛かつ連带的社会の肯定（afirmación 通念）に貢献しなければならない。

第73条 すべて人はペルー国の名誉を賛え、及び民族国家の国益を守り及び保護する義務をもつ。

第74条 すべて人は憲法及び国家（民族国家）の法令を尊重し、遂行し、及び防衛する義務をもつ。

第75条 憲法及び法律に定める特別（例外）規則を以って公選挙及び市議会（地方）選挙におい

て、並びに国事 (quehacer nacional) への参加において、惜しまず支援することは市 (公) 民の義務である。

第76条 すべ人は一般福祉に及び個人的及び社会的義務としてその労働を通じて各人 (それぞれ) 固有の人格の実現に貢献しなければならない。

第77条 すべて人は、自己に該当する租税公課を支払い、及び法律により公共サービス役務の維持の為に定められた諸任務を公平平等に支援する義務をもつ。

第78条 軍役は全ペルー人の祖国防衛上の義務である。法律が定める様式及び諸条件及び特別 (例外) 規則を以って遂行せられる。

(以上 p. 41まで)

以下 p. 43より第Ⅱ編 国家政府 (El Estado) 及び民族国家 (la Nación) の規定が続くが、今回は紙幅の都合上割愛する。